

第4章 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

《現状分析及び課題》

市街地開発事業については、区域北東部の文化会館付近において南新地土地区画整理事業、清谷川以南において田原赤石土地区画整理事業が施行され、基盤整備が行われている。また、区域中央付近では、田原中央地区第一種市街地再開発事業を施行し、本区域の中核的な商業ビルである「セントファーレ」を整備した。

事業名	施行者	施行面積	(中心市街地区域内)	施行期間
田原南新地土地区画整理事業	組合	7.84ha	(7.84ha)	S57～S60
田原赤石土地区画整理事業	組合	35.14ha	(4.5ha)	S60～H 7
田原中央地区第一種市街地再開発事業	田原市	1.6 ha	(1.6 ha)	H 2～H16

骨格となる都市計画道路については、南北軸である田原駅前通り線は街路事業により整備されているが、田原中央線及び田原駅南線（三河田原駅前広場）の一部が未整備となっており、早期の整備が求められる。

その他の道路についても、車が通行しやすく、また、人が歩きたいと思えるような改良や修景が求められる。

公園については、都市計画公園として汐見公園（街区公園 0.25ha）、大手公園（街区公園 0.31ha）が整備されており、その他に築出公園、中央広場、はなのき広場、新町運動広場が供用されているが、三河田原駅付近における市民や来訪者の憩い空間、イベント空間の確保が求められる。

散策路については、地域資源を結ぶ道路をウォーキングトレイルとして設定し、誘導看板や観光案内看板を設置しているが、三河田原駅と田原城跡（博物館）を結ぶ道路については、さらに歴史を感じさせる快適でわかりやすい歩行環境の整備が求められている。

公共駐輪場については、現在は田原駅南公共駐車場と三河田原駅北側に設置しているが、三河田原駅北側については需要が多く恒常的に満車状態にあり、利便性向上のための適正配置及び台数の充実が求められる。

景観に関する取組については、平成 25 年に田原市景観基本計画を策定し、三河田原駅周辺及び田原城跡周辺は景観重点整備地区の候補となっていることから、景観形成に向けたガイドラインの設定等が求められる。

さらに、本区域内には田原市が所有するまとまった面積の低・未利用地が 3 か所あり、そのうち 2 か所については暫定的に駐車場として利用しているが、将来のまちづくりの観点から効果的な活用を図ることが必要である。

《市街地の整備改善の必要性》

現状において中心市街地への来街手段の多くを占める自動車及び自転車利用の利便性向上を図るため、下の事業の実施が必要である。

- 市道東大浜西大浜線道路改良事業
- 公共駐輪場整備事業
- 都市計画道路田原中央線道路改良事業

○市道東大浜 4 号線道路改良事業

中心市街地の回遊性を向上させ、歩く人を増やすため、下の事業の実施が必要である。

○歴史ウォーキングトレイル修景事業

○水辺ウォーキングトレイル修景事業

○まちなか案内板・サイン整備事業

○まちなか広場整備事業

○ポケットパーク整備事業

○まちなか修景整備事業

○都市計画道路田原駅南線道路改良事業

○バリアフリー化推進事業

○大手公園修繕事業

○まちなか景観ガイドライン策定事業

中心市街地内の土地・建物の有効活用を図るため、下の事業が必要である。

○ポケットパーク整備事業

○市民交流ひろば有効活用事業

○低・未利用地活用事業

《フォローアップの考え方》

年度ごとに事業の進捗状況及び整備効果を検証しながら、必要に応じて事業計画の修正を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>・事業名 [1]歴史ウォーキングトレイル修景事業</p> <p>・内容 歴史資源を結ぶ道路を散策道として舗装美装化等の修景整備 延長：約 140m</p> <p>・実施時期 平成 28 年度 ～令和 2 年度</p>	田原市	<p>中心市街地内の歴史資源を結ぶ道路の歩行環境を快適化することにより、歩行者の回遊性の向上を図る。</p> <p>この事業により、まちなかを回遊する散策者が増加するため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。</p>	<p>・支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（田原中部市街地地区））</p> <p>・実施時期 平成 28 年度 ～令和元年度</p>	

<p>・事業名 [2]水辺ウォーキングトレイル修景事業</p> <p>・内容 清谷川左岸道路を散策道として桜並木整備及び舗装美装化等の修景整備 延長：約280m</p> <p>・実施時期 平成28年度～令和2年度</p>	<p>田原市</p>	<p>中心市街地内の河川沿いの道路の歩行環境を快適化することにより、歩行者の安全性、回遊性の向上を図る。</p> <p>この事業により、まちなかを回遊する散策者が増加するため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。</p>	<p>・支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（田原中部市街地地区））</p> <p>・実施時期 平成28年度～令和元年度</p>	
<p>・事業名 [3]まちなか案内板・サイン整備事業</p> <p>・内容 中心市街地の施設や地域資源を案内、解説するための案内板・サイン設置</p> <p>・実施時期 平成30年度～令和2年度</p>	<p>田原市</p>	<p>中心市街地全体において、主要施設や観光資源を案内、解説するための案内板、サイン、地図等を設置するとともに、多言語表示を行うことにより、歩行者の快適性、回遊性の向上を図る。</p> <p>この事業により、まちなかを散策・移動する人の利便性が向上するため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。</p>	<p>・支援措置の内容 都市構造再編集中支援事業（田原中部市街地地区）</p> <p>・実施時期 令和2年度</p>	
<p>・事業名 [4]まちなか広場整備事業</p> <p>・内容 広場の新設整備 面積：約0.3ha</p> <p>・実施時期 平成28年度～平成30年度</p>	<p>田原市</p>	<p>三河田原駅前前で実施される「三河田原駅前工場跡地活用事業」とともに広場を整備することにより、市民及び来訪者の憩い・交流・滞留場所の創出を図る。</p> <p>この事業により、市民や来訪者がこの場所に集まり、まちなかに出かける人が増加するため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。また、この場所での市民・来訪者の交流をきっかけとして、「誰もが活動したくなるまちづくり」にも寄与する事業である。</p>	<p>・支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（田原中部市街地地区））</p> <p>・実施時期 平成28年度～平成30年度</p>	

<p>・事業名 [5]市道東大浜西大浜線道路改良事業</p> <p>・内容 延長：約200m</p> <p>・実施時期 平成28年度～平成30年度</p>	<p>田原市</p>	<p>三河田原駅前に整備する新たな拠点への道路を改良することにより、アクセスを向上させ、「三河田原駅前工場跡地活用事業」の整備効果の向上を図る。</p> <p>この事業により、自動車や歩行者等の移動利便性が向上するため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。また、利便性向上が住環境向上にも貢献するため、「住みたくなる、住み続けたくなるまちづくり」にも寄与する事業である。</p>	<p>・支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（田原中部市街地地区））</p> <p>・実施時期 平成28年度～平成30年度</p>	
<p>・事業名 [6]公共駐輪場整備事業</p> <p>・内容 三河田原駅付近における駐輪場の増設</p> <p>・実施時期 平成28年度～平成30年度</p>	<p>田原市</p>	<p>公共駐輪場整備により、三河田原駅の利便性、交通結節機能の向上を図る。</p> <p>この事業により、鉄道利用の利便性が向上し、駅利用者の増加が見込めるため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。また、利便性向上が住環境向上にも貢献するため、「住みたくなる、住み続けたくなるまちづくり」にも寄与する事業である。</p>	<p>・支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（田原中部市街地地区））</p> <p>・実施時期 平成28年度～平成30年度</p>	
<p>・事業名 [7]ポケットパーク整備事業</p> <p>・内容 街路事業の残地等を活用して小公園を整備 箇所数：4箇所</p> <p>・実施時期 平成28年度～令和2年度</p>	<p>田原市</p>	<p>街路事業により生じた残地等を整備・活用し、緑地空間及び来訪者や周辺住民の小休息場所として機能させる。</p> <p>この事業により、まちなかを回遊する市民や来訪者の快適性が向上するため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。また、居住環境の向上にもつながるため、「住みたくなる、住み続けたくなるまちづくり」にも寄与する事業である。</p>	<p>・支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（田原中部市街地地区））</p> <p>・実施時期 平成28年度～令和元年度</p> <p>・支援措置の内容 都市構造再編集集中支援事業（田原中部市街地地区）</p> <p>・実施時期 令和2年度</p>	
<p>・事業名 [12]バリアフリー化推進事業</p> <p>・内容 公共施設における段差解消、点字</p>	<p>田原市</p>	<p>駅周辺道路等のバリアフリー化により、誰もが安心して歩くことができる環境の確保を図る。</p> <p>この事業により、市民や来訪者も含めて、老若男女や障がい者等のすべての人の移動環境が向上するため、「住み</p>	<p>・支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（田原中部市街地地区））</p>	

ブロック敷設、路上障害物除去等 ・実施時期 令和元年度～令和2年度		たくなる、住み続けたくなるまちづくり」及び「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。	・実施時期 令和元年度 ・支援措置の内容 都市構造再編集 中支援事業（田原 中部市街地地区） ・実施時期 令和2年度	
---	--	--	---	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
・事業名 [9]都市計画道路 田原中央線道路 改良事業 ・内容 道路拡幅、歩道整備、 交差点改良 延長：約200m ・実施時期 平成28年度～	愛知県	本市中心市街地の東西軸である当該道路の道路拡幅及び歩道整備を行うことにより、通過車両及び地区内車両の円滑処理、歩行者の安全性、快適性、回遊性の向上を図る。 この事業により、自動車や歩行者等の移動利便性が向上するため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。また、利便性向上が住環境向上にも貢献することから、「住みたくなる、住み続けたくなるまちづくり」にも寄与する事業である。	・支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） ・実施時期 平成28年度～	
・事業名 [10]都市計画道路 田原駅南線道路 改良事業 ・内容 駅前広場整備 面積：約200㎡ ・実施時期 平成17年度～平成29年度	田原市	駅前広場の整備により、歩行者の滞留空間を創出し、歩行者の安全性、快適性、回遊性の向上を図る。 この事業により、自動車や歩行者等の移動利便性が向上するため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。また、駅前広場の充実が、駅周辺での交流や活動の創出にもつながるため、「誰もが活動したくなるまちづくり」にも寄与する事業である。	・支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） ・実施時期 平成27年度～平成30年度	
・事業名 [11]市道東大浜4号線道路改良事業 ・内容	田原市	当該道路は本市中心市街地の補助幹線道路であり、道路新設及び交差点改良を行うことにより、地区内車両の円滑処理、歩行者の安全性、快適性、回遊性の向上を図る。	・支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） ・実施時期	

<p>道路新設及び交差点改良事業 延長：約60m</p> <p>・実施時期 平成17年度～平成29年度</p>		<p>この事業により、自動車や歩行者等の移動利便性が向上するため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。また、利便性向上が住環境向上にも貢献することから、「住みたくなる、住み続けたくなるまちづくり」にも寄与する事業である。</p> <p>駅周辺道路等のバリアフリー化により、誰もが安心して歩くことができる環境の確保を図る。</p> <p>この事業により、市民や来訪者も含めて、老若男女や障がい者等のすべての人の移動環境が向上するため、「住みたくなる、住み続けたくなるまちづくり」及び「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。</p>	<p>平成27年度～平成30年度</p>	
---	--	--	----------------------	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>・事業名 [8] まちなか修景整備事業</p> <p>・内容 道路の景観舗装、街路灯の改善等を検討</p> <p>・実施時期 平成30年度～令和2年度</p>	<p>田原市</p>	<p>田原中央線以南のまちなか賑わい・居住エリアについて、道路の環境整備を行うことにより、快適に歩くことができる道路とし、商業環境及び居住環境の向上を図る。</p> <p>この事業により、商業空間の環境が向上するため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」及び「誰もが活動したくなるまちづくり」に寄与する事業である。また、このエリアの居住環境の向上にもつながるため、「住みたくなる、住み続けたくなるまちづくり」にも寄与する事業である。</p>	<p>なし</p>	
<p>・事業名 [13] 大手公園修繕事業</p> <p>・内容</p>	<p>田原市</p>	<p>ウォーキングトレイルの経由地に位置する当該公園の機能の強化により、来訪者や周辺住民の休息及び交流場所としての機能の向上を図る。</p>	<p>なし</p>	

<p>街区公園の修景と休息環境改善のための修繕 面積：約 0.3ha ・実施時期 平成 30 年度～令和 2 年度</p>		<p>この事業により、まちなかを回遊する市民や来訪者の快適性が向上するため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。また、居住環境の向上にもつながるため、「住みたくなる、住み続けたいまちづくり」にも寄与する事業である。</p>		
<p>・事業名 [14] 市民交流ひろば有効活用事業 ・内容 情報発信機能を強化し、市民活動の発表や展示など市民主体の活動を促進 ・実施時期 平成 28 年度～令和 2 年度</p>	<p>田原市</p>	<p>三河田原駅舎内の市民交流ひろばについて、市民や事業者にとって利用しやすく、活性化に寄与する有効活用をすることにより、市民や来訪者の利便性の向上を図る。 この事業により、三河田原駅の利便性や快適性が向上するため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。また、交流や活動の創出にもつながるため、「誰もが活動したくなるまちづくり」にも寄与する事業である。</p>	<p>なし</p>	
<p>・事業名 [15] 低・未利用地活用事業 ・内容 田原市が所有する 2ヶ所の低・未利用地について、活性化に貢献する活用方法を検討 ・実施時期 平成 28 年度～</p>	<p>田原市</p>	<p>低・未利用地について、賑わいの拠点づくりや定住促進に貢献する住宅整備等の活用により、まちづくりへの貢献を図る。 この事業により、中心市街地の将来の可能性がさらに広がることになるため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」「住みたくなる、住み続けたいまちづくり」「誰もが活動したくなるまちづくり」に寄与する事業である。</p>	<p>なし</p>	
<p>・事業名 [16] まちなか景観ガイドライン策定事業 ・内容 本市景観基本計画の景観重点整備地区候補地である三河田原駅</p>	<p>田原市</p>	<p>中心市街地の良好な景観形成により、来訪者を中心とした歩行者の快適性、回遊性の向上とともに、居住環境の向上を図る。 この事業により、まちなかを回遊する散策者が増加するため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。また、景観形成は住環境の向上にもつながるため、「住みた</p>	<p>なし</p>	

<p>周辺及び田原城跡周辺について景観形成基準を策定</p> <p>・実施時期 平成 28 年度 ～令和 2 年度</p>		<p>くなる、住み続けたいまちづくり」に寄与する事業である。</p>		
---	--	------------------------------------	--	--

第5章 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

《現状分析及び課題》

行政施設については、区域西部に田原市役所が立地しており、公共サービス・防災拠点として機能している。

教育施設については、田原中部小学校、田原福祉専門学校が立地し、また、中心市街地に隣接して田原中学校、成章高校が立地しており、教育環境が整っている。

文化施設については、文化会館、中央図書館、総合体育館、博物館、民俗資料館、田原まつり会館、華山会館が立地しており、特に中央図書館は利用のしやすさ等により市民だけでなく市外の方からも評価の高い施設となっている。

医療施設については、中心市街地内に内科2箇所、小児科1箇所、皮膚科1箇所、眼科2箇所、歯科5箇所、合計11箇所の診療所がある。加えて中心市街地に近隣して総合病院である渥美病院が立地しており、医療施設としては概ね充足しているといえる。

社会福祉施設については、高齢者の福祉・介護に関する複合施設のあつみの郷、保健センターや老人福祉センター、各種相談窓口機能を有する田原福祉センター、田原児童センターがある。また、保育所として市立の第一保育園、中部保育園がある。施設の立地としてはいずれも概ね充足しているといえる。また、中部校区の地域施設として田原中部市民館が立地している。

都市福利施設全体としては、現在は充足しているといえるが、今後の高齢社会のさらなる進展や子育て支援を重視した次世代に向けたまちづくりのためには、上記の施設をより円滑に機能させる取組、将来的に負荷をかけないための予防的な取組が必要となっている。また、子育て世帯の中心市街地の利用増加を図るためには、親子の居場所や託児など、子育て世帯向けの機能の強化が必要となっている。

《都市福利施設の整備の必要性》

医療施設の機能の円滑化や将来の負荷増大の防止のために、下の事業の実施が必要である。

- 居場所づくり支援事業
- 在宅高齢者御用聞きサポート事業
- 福祉センター機能向上事業
- 健康マイレージ事業

今後の高齢社会、高齢者及び障がい者福祉施設の機能の円滑化や将来の負荷増大の防止、多世代交流による子育て世代の支援のために、下の事業の実施が必要である。

- 居場所づくり支援事業
- 福祉センター機能向上事業

《フォローアップの考え方》

年度ごとに事業の進捗状況及び整備効果を検証しながら、必要に応じて事業計画の修正を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>・事業名 [17] 居場所づくり支援事業</p> <p>・内容 市民主体のコミュニティ空間の整備・運営に対し田原市が助成等の支援を実施</p> <p>・実施時期 平成30年度～令和2年度</p>	田原市	<p>市民による身近な場所でのコミュニティ空間の確保により、住民の外出や市民の来街を促し、賑わいの向上を図る。</p> <p>この事業により、様々な人の外出・回遊しやすい環境につながるため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。また、この居場所が、交流や活動の創出につながるため、「誰もが活動したくなるまちづくり」にも寄与する事業である。さらに、住環境の向上にもつながるため、「住みたくなる、住み続けたくなるまちづくり」にも寄与する事業である。</p>	なし	
<p>・事業名 [18] 在宅高齢者御用聞きサポート事業</p> <p>・内容 地域商店が連携し、在宅高齢者に宅配や身の回りのサービスを提供</p> <p>・実施時期</p>	株式会社あつまるタウン田原 田原市商工会 民間事業者	<p>地元の商店が連携し、まちなかの高齢者を対象に、身の回りや食料品などの配達を行う「御用聞き」事業を立ち上げて生活のサポートをするとともに、商業の活性化を図る。</p> <p>この事業により、高齢者の生活環境が向上するため、「住みたくなる、住み続けたくなるまちづくり」に寄与する事業である。</p>	なし	

平成 29 年度～				
<p>・ 事業名 [19] 福祉センター機能向上事業</p> <p>・ 内容 高齢者等の趣味講座や教養講座を小規模で行える文化センター機能の向上などを検討し実施</p> <p>・ 実施時期 平成 28 年度～令和 2 年度</p>	田原市	<p>本市の拠点的な福祉施設である当該施設の有効活用により、保健福祉機能の向上及び居住安定性の向上を図る。</p> <p>この事業により、多くの市民が集まる施設になるため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。また、本市の福祉環境が向上するため、「住みたくなる、住み続けたくなるまちづくり」に寄与する事業である。さらに、市民の交流や活動の拠点にもなるため、「誰もが活動したくなるまちづくり」にも寄与する事業である。</p>	なし	
<p>・ 事業名 [20] 健康マイレージ事業</p> <p>・ 内容 市民が行う運動や講座などの健康目標管理に対しポイントや特典を付与</p> <p>・ 実施時期 平成 26 年度～</p>	田原市	<p>健康づくりをしながら楽しんで回遊する仕掛けをつくることにより、市民の来街や回遊の促進、賑わいの向上を図る。また、店舗等との連携により市民の店舗利用の促進も図る。</p> <p>この事業により、中心市街地に外出・来訪する市民が増加するため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。また、市民同士の交流のきっかけにもなるため、「誰もが活動したくなるまちづくり」にも寄与する事業である。</p>	なし	

第6章 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

《現状分析及び課題》

公的住宅については、セントラルコート築出にシルバーハウジング（高齢者向け市営住宅）及び特定公共賃貸住宅（中堅所得世帯向け住宅）、スマイルコート築出に特定公共賃貸住宅（中堅所得世帯向け住宅）を設置し、高齢者単身・夫婦世帯及び家族世帯向けの住宅供給を担っている。民間住宅については、本区域の汐川沿いに集合住宅が立地しているほか、ミニ開発等による戸建住宅地も供給されている。

中心市街地は、市内各所から、世帯分離の際に利便性を求めての転居者が多く、本市の人口ダム機能を担っているといえる。田原市全体としては自然減及び社会減により今後も人口減少が大きくなると見込まれることから、本区域における人口ダム機能のさらなる強化を図り、本市全体の人口対策に貢献することが求められる。そのためには、中心市街地の利便性や居住環境の向上を図る必要がある。

また、人口対策については、市外から中心市街地への若者世代、家族世帯の転入促進、臨海部企業等従業者の居住促進が不可欠である。このため、若者や家族世帯の居住に対応する住宅供給や居住環境整備が必要となっている。一方で、中心市街地において、住民の高齢化が進んでいることから、高齢者世帯の居住対策も必要となっている。

近年、本区域内において、空き地や空き家が多く発生している。活用可能な空き地・空き家の利活用が求められる一方で、腐朽が大きく近隣の環境の阻害要因になっている空き家もあることから、その対応が求められる。

《街なか居住の推進の必要性》

若者世代、家族世帯の市外からの転入促進のためには、下の事業が必要である。

- 空き家修繕等助成事業
- 住宅供給推進事業

高齢者単身・夫婦のみ世帯の居住安定性の向上のためには、下の事業が必要である。

- 住宅供給推進事業

空き家活用促進のためには、下の事業が必要である。

- 空き家・空き地バンク活性化事業
- 空き家修繕等助成事業

《フォローアップの考え方》

年度ごとに事業の進捗状況及び整備効果を検証しながら、必要に応じて事業計画の修正を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>・事業名 [21]空き家・空き地バンク活性化事業</p> <p>・内容 既存の空き家・空き地バンク制度の物件数を増やすとともに、家主や地域と居住希望者とのマッチングを強化</p> <p>・実施時期 平成21年度～</p>	田原市	<p>空き家・空き地の活用物件数の増加、マッチングの強化により、空き家・空き地の流動化を図る。特に、定住性の高い新規居住者の確保を図る。</p> <p>この事業は、住宅供給につながるため、「住みたくなる、住み続けたくなるまちづくり」に寄与する事業である。また、市民の活動拠点としての空き家の活用も期待されるため、「誰もが活動したくなるまちづくり」にも寄与する事業である。</p>	なし	
<p>・事業名 [22]空き家修繕等助成事業</p> <p>・内容 空き家・空き地バンク制度を通じて活用する住宅の改築・修繕等に対して助成</p> <p>・実施時期 平成21年度～</p>	田原市	<p>改築・修繕等に対する助成により、空き家・空き地バンクの活性化、既存ストック活用のメリットが創出され、空き家・空き地の流動化を図る。</p> <p>この事業は、住宅供給につながるため、「住みたくなる、住み続けたくなるまちづくり」に寄与する事業である。また、市民の活動拠点としての空き家の活用も期待されるため、「誰もが活動したくなるまちづくり」にも寄与する事業である。</p>	なし	

<p>・事業名 [23] 住宅供給推進事業</p> <p>・内容 田原市住宅マスタープランにあわせファミリー世帯の定住や高齢者の居住安定に向けた民間の住宅供給への支援</p> <p>・実施時期 平成28年度～</p>	<p>田原市</p>	<p>ファミリー世帯向け住宅及び高齢者向け住宅の供給を促進することにより、居住者の増加を図る。</p> <p>この事業は、住宅供給につながるため、「住みたくなる、住み続けたくなるまちづくり」に寄与する事業である。</p>	<p>なし</p>	
--	------------	--	-----------	--

第7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上の必要性

《現状分析及び課題》

商業施設については、はなとき通りの沿道及び三河田原駅北東側に集積しており、中心市街地近隣においては、幹線道路沿道に沿道型店舗が多く立地している。大規模小売店舗立地法に基づく届出店舗は、中心市街地内にはセントファールが立地し、近隣にはショッピングセンター、食品スーパー、家電量販店の3店舗が立地している。

小売・飲食については、店舗数が減少傾向にあり、空き店舗も発生している。市民の最寄品の買い物場所の多くは近隣のショッピングセンター、食品スーパー、ドラッグストアとなっており、住民の買い物利便性の向上、魅力ある商業地形成のためには、中心市街地における商業機能の向上及び多様化が求められる。

本市臨海部等の企業従業者の買い物、飲食や娯楽需要等は豊橋市に流出する傾向にあり、企業従業者にとっても魅力ある商業機能が求められる。また、ビジネスや観光の来訪者にとっては、本市の豊かな地域資源や土産物を購入したり飲食したりできる場所が中心市街地に少ないことが回遊性の低さや滞在時間の短さにつながっており、来訪者を対象とした商業機能も求められる。

本市の経済は、農畜産業、漁業の一次産業及び製造業が盛んであり、多くの生産物を生み出している。一方でこれらを販売、消費する場所が少なく、市内で経済が適切に循環しているとはいえない。本市全体の経済活力の向上のためには、市内の生産物を市内で販売、消費する場の創出が求められ、中心市街地にはその先導的な役割が必要となっている。

商業については、経営者の高齢化が進む中で、中心市街地における持続的な商業活性化のためには、後継者及び新規創業者の育成、起業・出店の促進が求められる。そのためにも、空き店舗のあっせん等も含めた多様な支援が必要である。

中心市街地では、約500年前から続く伝統的な朝市である「二七の市」が開催されている。これまで市街地再開発事業や道路整備の中で開催場所を模索している段階であり、平成27年4月にはセントファール駐車場から三河田原駅前広場に場所を移し、その影響や効果を検証している。二七の市は、次世代に継承すべき大切な文化でもあることから、出店者や来場者の利便性等にも配慮しながら、適切な開催場所を検討する必要がある。

《経済活力の向上の必要性》

市民・近隣住民の買い物利便性向上、本市全体の経済活性化の向上に向けた商業活性化、商業の魅力向上のためには、下の事業の実施が必要である。

- 三河田原駅前工場跡地活用事業
- 幸せの四つ葉プロジェクト事業
- まちなか賑わいイベント開催事業
- 在宅高齢者御用聞きサポート事業
- 駅前一体活用プロジェクト事業

後継者及び新規創業者の育成、中心市街地における起業・出店の促進のためには、下の事業の実施が必要である。

- 空き店舗活用モデルリノベーション事業
- 起業チャレンジ促進事業
- 産業人材育成事業
- 出店促進事業
- チャレンジ支援事業
- 創業支援ワンストップ窓口設置事業
- 健康マイレージ事業

《フォローアップの考え方》

年度ごとに事業の進捗状況及び整備効果を検証しながら、必要に応じて事業計画の修正を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>・事業名 [24] 三河田原駅前工場跡地活用事業</p> <p>・内容 地域資源を活用した飲食店等の複合施設、子育て施設を整備</p> <p>・実施時期 平成28年度～平成30年度</p>	<p>株式会社 あつまる タウン田原 田原市等</p>	<p>来訪者、市民、地域住民が利用し相互交流できる新たな拠点施設を三河田原駅前に設置し、中心市街地の集客力の向上を図り、活性化の起爆剤とする。</p> <p>この事業により、新たな集客拠点が形成されるため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。また、交流や活動、起業の創出につながる施設ともなるため、「誰もが活動したくなるまちづくり」にも寄与する事業である。</p>	<p>・支援措置の内容 地域未来投資促進事業（まちなか集客力向上支援事業）</p> <p>・実施時期 平成28年度～平成29年度</p>	
<p>・事業名 [25] 空き店舗活用モデルリノベーション事業</p> <p>・内容 空き店舗を借り上げてモデル改修し、新規出店者に賃貸</p> <p>・実施時期</p>	<p>株式会社 あつまる タウン田原 田原市</p>	<p>モデル的に空き店舗を借上げ改修し、新規出店者に戦略的に賃貸することにより、中心市街地内の商業全体への波及効果、空き店舗の提供、活用など流動化の促進を図る。</p> <p>この事業により、新規出店や起業が促進されるため、「誰もが活動したくなるまちづくり」に寄与する事業である。また、魅力的な店舗の増加にもつながるため、「多くの市民や来訪者で賑わう</p>	<p>・支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>・実施時期 平成28年度～令和2年度</p>	

平成 28 年度 ～令和 2 年度		まちづくり」にも寄与する事業である。		
・事業名 [26] 起業チャレンジ促進事業 ・内容 若手起業家を対象に、試行的に出店できる店舗を活用し、出店希望者に賃貸 ・実施時期 平成 29 年度 ～令和 2 年度	株式会社 あつまる タウン田 原 田原市	物販、飲食等の出店希望者が試行的に出店できる場所を確保することにより、出店希望者が中心市街地に集まり、出店しやすい仕組みを構築する。 この事業により、新規出店や起業が促進されるため、「誰もが活動したくなるまちづくり」に寄与する事業である。また、魅力的な店舗の増加にもつながるため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」にも寄与する事業である。	・支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業 ・実施時期 平成 29 年度 ～令和 2 年度	
・事業名 [27] 産業人材育成事業 ・内容 商人塾、各種講座等の開催 ・実施時期 平成 25 年度～	田原市商 工会 株式会社 あつまる タウン田 原 田原市	新規創業者などの人材育成を行うことで、中心市街地に出店・起業してくれる人が増えることにより、商業の活性化及び賑わいの創出を図る。 この事業により、新規出店や起業が促進されるため、「誰もが活動したくなるまちづくり」に寄与する事業である。また、魅力的な店舗の増加にもつながるため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」にも寄与する事業である。	・支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業 ・実施時期 平成 28 年度 ～令和 2 年度	
・事業名 [28] 幸せの四つ葉プロジェクト事業 ・内容 四つ葉をコンセプトに商品開発・販売、イベント開催、障がい者の支援、まちなか観光案内機能の設置等 ・実施時期 平成 25 年度～	株式会社 あつまる タウン田 原 民間事業者 田原市等	四つ葉のクローバーをモチーフにしたオリジナル商品の開発や販売、イベントの実施、まちなか観光案内機能の設置、ガイドブック作成、障がい者の支援等の多様な役割を担うプロジェクトであり、市民や民間事業者などの主体的な参加を図る。 この事業により、来訪者の回遊が促進されるため「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。また、地域の多様な人の活動促進につながるため「誰もが活動したくなるまちづくり」にも寄与する事業である。	・支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業 ・実施時期 平成 28 年度 ～令和 2 年度	
・事業名 [29] まちなか賑わいイベント開催事業 ・内容	株式会社 あつまる タウン田 原（まちなか賑わ	季節ごとに多くの市民が楽しめるイベントを定期的で開催することにより、市民が中心市街地に来訪する機会をつくるとともに、民間事業者等と連携して売上向上や中心市街地の再活性化	・支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業 ・実施時期 平成 28 年度	

年間を通して、鯉のぼりイベント、七夕イベント、イルミネーション事業、菜の花イベント、まちなかバル、二七の市、まちなか縁日などの集客イベントを開催 ・実施時期 平成 17 年度～	いづくり実行委員会) 民間事業者 田原市等	化を図る。 この事業は、イベントをきっかけとした中心市街地への来訪のリピーターづくりにつながるため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。	～令和 2 年度	
--	-----------------------------	--	----------	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
・事業名 [24] 三河田原駅前工場跡地活用事業（再掲） ・内容 地域資源を活用した飲食店等の複合施設、子育て施設を整備 ・実施時期 平成 28 年度～平成 30 年度	株式会社 あつまる タウン田原 田原市等	来訪者、市民、地域住民が利用し相互交流できる新たな拠点施設を三河田原駅前に設置し、中心市街地の集客力の向上を図り、活性化の起爆剤とする。 この事業により、新たな集客拠点が形成されるため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。また、交流や活動、起業の創出につながる施設ともなるため、「誰もが活動したくなるまちづくり」にも寄与する事業である。	・支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（田原中部市街地地区） ・実施時期 平成 30 年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
・事業名 [18] 在宅高齢者御用聞きサポート事業（再掲） ・内容 地域商店が連携し、在宅高齢者に宅配や身の回りのサービスを提	株式会社 あつまる タウン田原 田原市商工会 民間事業者	地元の商店が連携し、まちなかの高齢者を対象に、身の回りや食料品などの配達を行う「御用聞き」事業を立ち上げて生活のサポートをするとともに、商業の活性化を図る。 この事業により、高齢者の生活環境が向上するため、「住みたくなる、住み続けたくなるまちづくり」に寄与する事業である。	なし	

<p>供</p> <p>・実施時期 平成 29 年度～</p>				
<p>・事業名 [30] 出店促進事業</p> <p>・内容 空き店舗を活用した出店にかかる経費を助成</p> <p>・実施時期 平成 25 年度～</p>	田原市	<p>空き店舗の改装等経費の一部を助成することにより中心市街地の商業の振興を図る。</p> <p>この事業により、新規出店や起業が促進されるため、「誰もが活動したくなるまちづくり」に寄与する事業である。また、魅力的な店舗の増加にもつながるため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」にも寄与する事業である。</p>	なし	
<p>・事業名 [31] チャレンジ支援事業</p> <p>・内容 事業者等が公的機関の各種支援事業を活用する際の計画書・申請書作成を支援・助言</p> <p>・実施時期 平成 26 年度～</p>	田原市	<p>事業者等が各種支援事業を活用することにより、中心市街地内における積極的な事業展開の促進を図る。</p> <p>この事業により、新規出店や起業、新たな事業展開等が促進されるため、「誰もが活動したくなるまちづくり」に寄与する事業である。また、魅力的な店舗・事業所の増加にもつながるため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」にも寄与する事業である。</p>	なし	
<p>・事業名 [32] 創業支援ワNSTOP 窓口設置事業</p> <p>・内容 新規出店や業種転換等の希望者に対し、事業計画立案、資金調達、空き店舗斡旋などの相談・支援を行う窓口を設置</p> <p>・実施時期 平成 29 年度～</p>	田原市商工会	<p>創業支援の体制の充実を図ることにより、中心市街地への新規出店希望者の増加、既存事業者の積極的な事業展開の意欲の向上を図る。</p> <p>この事業により、新規出店や起業、新たな事業展開等が促進されるため、「誰もが活動したくなるまちづくり」に寄与する事業である。また、魅力的な店舗・事業所の増加にもつながるため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」にも寄与する事業である。</p>	なし	
<p>・事業名 [33] 駅前一体活用プロジェクト事業</p> <p>・内容</p>	民間事業者 田原市	<p>三河田原駅前の 2,000 m²の低・未利用地について、イベント開催などを通して三河田原駅前の集客力と魅力を高め、ニーズの高い商業機能等を誘致することにより、駅前の活性化と機能の</p>	なし	

<p>三河田原駅前の 2,000 m²の低・未 利用地について、 駅前と一体的に 活用するため商 業機能等を誘致</p> <p>・実施時期 平成 28 年度 ～令和 2 年度</p>		<p>強化を図る。</p> <p>この事業により、駅前の一体的な活 用が可能となり魅力が向上するため、 「多くの市民や来訪者で賑わうまちづ くり」「誰もが活動したくなるまちづく り」にも寄与する事業である。</p>		
<p>・事業名 [20] 健康マイレ ージ事業（再掲）</p> <p>・内容 市民が行う運動 や講座などの健 康目標管理に対 しポイントや特 典を付与</p> <p>・実施時期 平成 26 年度～</p>	<p>田原市</p>	<p>健康づくりをしながら楽しんで回遊 する仕掛けをつくることにより、市民 の来街や回遊の促進、賑わいの向上を 図る。また、店舗等との連携により市 民の店舗利用の促進も図る。</p> <p>この事業により、中心市街地に外 出・来訪する市民が増加するため、「多 くの市民や来訪者で賑わうまちづく り」に寄与する事業である。また、市 民同士の交流のきっかけにもなるた め、「誰もが活動したくなるまちづく り」にも寄与する事業である。</p>	<p>なし</p>	

第8章 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

《現状分析及び課題》

中心市街地内には、豊橋鉄道渥美線の三河田原駅が立地し、三河田原駅から豊橋駅までの所要時間は35分、早朝・深夜を除いて終日15分間隔で運行され、豊橋方面への鉄道アクセスの利便性は高くなっている。三河田原駅は平成25年に駅舎が移転新築され、駅前広場も整備されたため、交通結節点としての利便性は向上している。

路線バスについては、三河田原駅から豊橋方面、伊良湖岬方面には本線が、赤羽根方面には支線が豊鉄バスにより運行されている。豊鉄バスが運行していない集落地域から中心市街地への移動については、田原市がコミュニティバス等を運行しており、主に市民に利用されている。

現状においての市内各所から中心市街地への移動手段については、大多数の市民が自家用車を利用しているが、自ら運転できない市民のためにもバスの運行を持続させる必要がある。

観光客への対応については、三河田原駅まで豊橋鉄道渥美線を利用し、中心市街地に立ち寄りながら、市内各所の観光地を周遊できる便利な移動手段の確保が求められる。

中心市街地内の移動に関しては、三河田原駅、市役所、文化会館・図書館、福祉センター、田原城跡など、市民利用施設及び観光施設が中心市街地に分散立地しており、徒歩以外の多様な移動手段の確保が必要である。

《公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性》

中心市街地における移動利便性向上のためには、下の事業の実施が必要である。

○田原市街地バス運行事業

○バス待合環境整備事業

中心市街地内及び中心市街地から市内各所への移動手段の多様性向上のためには、下の事業の実施が必要である。

○シンボルロード花いっぱい事業

○軒先ベンチ提供事業

○田原市街地バス運行事業

○まちなかレンタサイクル利用促進事業

○レンタカー、カーシェアリング誘致事業

《フォローアップの考え方》

年度ごとに事業の進捗状況及び整備効果を検証しながら、必要に応じて事業計画の修正を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>・事業名 [34] シンボルロード花いっぱい事業</p> <p>・内容 田原駅前通り線及びはなとき通りを中心に花が咲く植物を市民との協働により植栽し管理</p> <p>・実施時期 平成 25 年度～</p>	<p>株式会社 あつまる タウン田 原（ま ちなか賑 わいづく り実行委 員会） 田原市等</p>	<p>田原駅前通り線及びはなとき通りを含むシンボルロードを中心に、季節の花で修景することにより、まちなかの魅力を向上させ、歩行者の増加を図る。</p> <p>この事業により、まちなかを回遊する散策者が増加するため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。</p>	<p>・支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>・実施時期 平成 28 年度 ～令和 2 年度</p>	
<p>・事業名 [35] 軒先ベンチ提供事業</p> <p>・内容 ウォーキングトレイル沿道を中心に、店舗や住宅の軒先に、店主や住民が、歩行者の休憩場所としてのベンチや椅子を設置</p> <p>・実施時期 平成 29 年度 ～令和 2 年度</p>	<p>株式会社 あつまる タウン田 原（ま ちなか賑 わいづく り実行委 員会） 民間事業 者 田原市等</p>	<p>まちなかに気軽に休憩できる場所が増えることにより、歩行者の増加を図る。</p> <p>この事業により、まちなかを回遊する散策者が増加するため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。</p>	<p>・支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>・実施時期 平成 29 年度 ～令和 2 年度</p>	
<p>・事業名 [37] バス待合環境整備事業</p> <p>・内容 コミュニティバス停留所に屋根、ベンチ等付きの待合施設を設置</p> <p>・実施時期 平成 26 年度 ～令和 2 年度</p>	<p>田原市</p>	<p>バス停留所における待合環境の快適性の向上により、市街地バス等のコミュニティバスの利用促進を図る。</p> <p>この事業により、バスの利便性が向上し来訪者が増加するため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。また、生活利便性の向上にもつながるため、「住みたくなる、住み続けたくなるまちづくり」にも寄与する事業である。</p>	<p>・支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（田原中部市街地地区））</p> <p>・実施時期 平成 29 年度 ～令和元年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

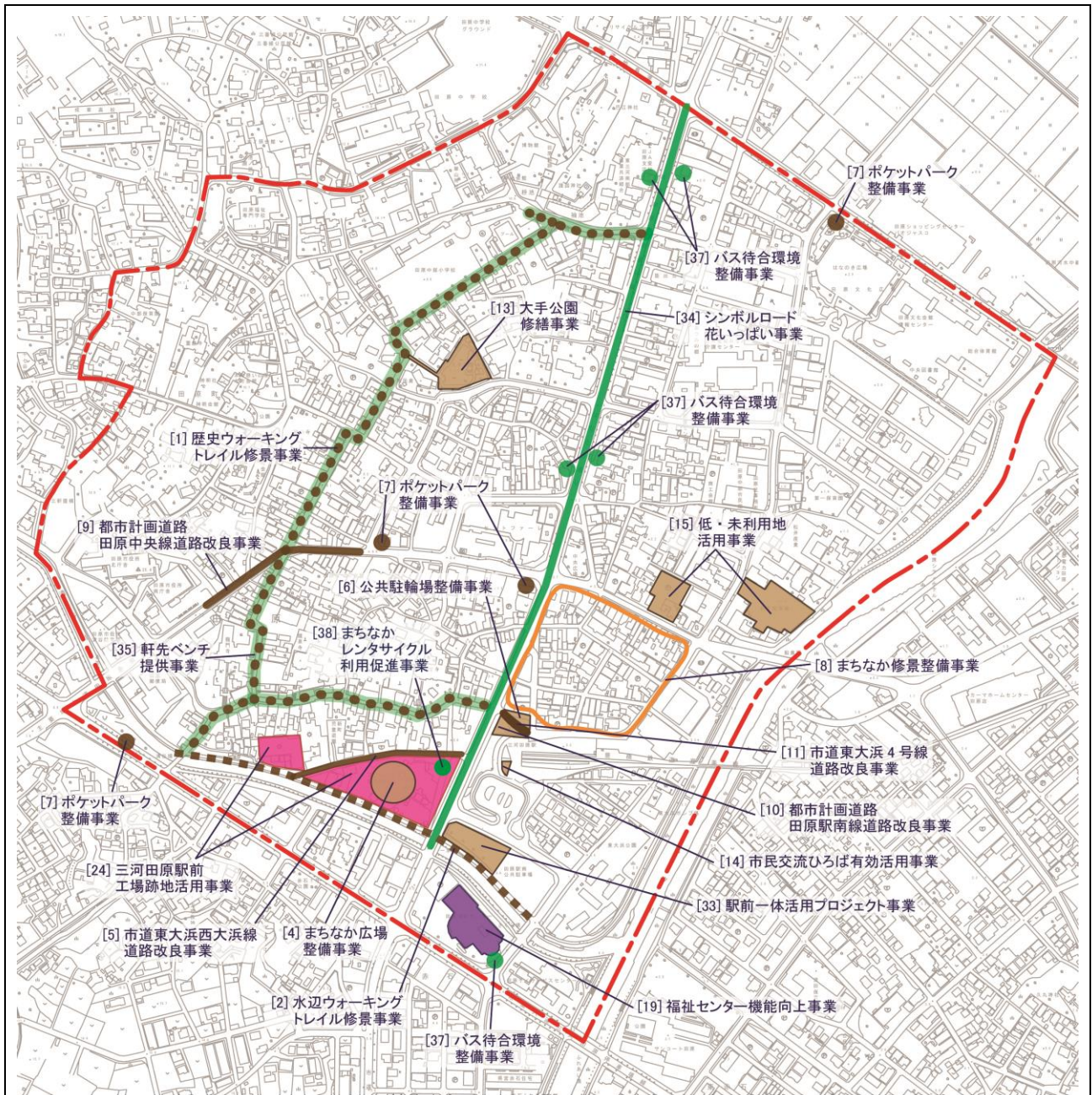
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業名 [36] 田原市街地バス運行事業 ・ 内容 交通結節点や主要施設を循環して結ぶコミュニティバスを運行 ・ 実施時期 平成 27 年度～ 	<p>田原市</p>	<p>コミュニティバスで中心市街地内の主要施設等を結ぶことにより、各施設の利用者の増加、回遊性の向上を図る。</p> <p>この事業により、バスの利便性が向上し、来訪者の増加につながるため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。また、生活利便性の向上にもつながるため、「住みたくなる、住み続けたくなるまちづくり」にも寄与する事業である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援措置の内容 地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業） ・ 実施時期 平成 28 年度～令和 2 年度 	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>・事業名 [38] まちなかレンタサイクル利用促進事業</p> <p>・内容 電動アシスト自転車やロードバイクの導入、貸出システムの改善、PRの拡充等</p> <p>・実施時期 平成30年度～令和2年度</p>	<p>田原市</p>	<p>多様な自転車の導入、システム改善等による利用促進により、移動手段の多様化を図るとともに、中心市街地及び田原市全体への回遊者の増加を図る。</p> <p>この事業により、中心市街地における移動利便性が向上するため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。</p>	<p>なし</p>	
<p>・事業名 [39] レンタカー、カーシェアリング誘致事業</p> <p>・内容 三河田原駅付近にレンタカー、カーシェアリングの実施を誘致</p> <p>・実施時期 平成29年度～令和2年度</p>	<p>株式会社あつまるとん田原</p>	<p>三河田原駅からの長距離移動手段を確保することにより、豊橋鉄道渥美線の利用促進を図るとともに、田原市全体への回遊者の増加を図る。また、自動車を所有しないまちなか居住のライフスタイルを紹介する。</p> <p>この事業により、中心市街地を発着して渥美半島を回遊する人が増加するため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。</p>	<p>なし</p>	

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所



《全域を対象とする事業》

- | | | |
|-----------------------|-------------------------|-------------------------|
| [3] まちなか案内板・サイン整備事業 | [22] 空き家修繕等助成事業 | [30] 出店促進事業 |
| [12] バリアフリー化推進事業 | [23] 住宅供給推進事業 | [31] チャレンジ支援事業 |
| [16] まちなか景観ガイドライン策定事業 | [25] 空き店舗活用モデルリノベーション事業 | [32] 創業支援ワンストップ窓口設置事業 |
| [17] 居場所づくり支援事業 | [26] 起業チャレンジ促進事業 | [36] 田原市街地バス運行事業 |
| [18] 在宅高齢者御用聞きサポート事業 | [27] 産業人材育成事業 | [39] レンタカー、カーシェアリング誘致事業 |
| [20] 健康マイレージ事業 | [28] 幸せの四つ葉プロジェクト事業 | |
| [21] 空き家・空き地バンク活性化事業 | [29] まちなか賑わいイベント開催事業 | |

茶色：市街地の整備改善に関する事業（第4章）

紫色：都市福利施設を整備に関する事業（第5章）

青色：住宅供給及び居住環境向上に関する事業（第6章）

赤色：経済活力向上に関する事業（第7章）

緑色：公共交通その他に関する事業（第8章）